

第4章 計画の基本施策

第4章 計画の基本施策

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策1 保育サービスの充実

仕事をしている保護者が安心して仕事と子育てとを両立できるように、保育所待機児童の解消を目指すとともに、保護者の就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。また、保育サービスの質の向上のために、研修の充実などによって、保育士の専門性を高めていきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
通常保育事業の充実	保護者が働いているなど家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育します。 ○目標 平成16年度8カ所→平成21年度9カ所	社会福祉課
延長保育事業の充実	保育時間の延長に対する保護者のニーズに対応するため、通常の保育時間(おおむね11時間程度)を超えて1時間程度の延長保育を実施します。 ○平成16年度全保育所で実施済みですが、今後保育所が増築された場合には、その保育所でも延長保育を実施します。	社会福祉課
休日保育事業の充実	日曜・祝日などの保護者の仕事などにより休日に保育に欠ける児童を保育します。 ○目標 平成16年度1カ所→平成21年度2カ所	社会福祉課
障害児保育事業の充実	保護者の労働・疾病などの事由により、家庭での保育に欠け、かつ集団保育が可能な心身に障害がある就学前児童に対し、保育所において、専門家や専門機関と連携しながら保育を行うことにより、心身の発達を促します。	社会福祉課
保育士などの研修の充実	保育所職員の専門性を高めるための知識や技術の習得の研修を充実させます。	社会福祉課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
保育所増改築など事業	保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討します。	社会福祉課
保育所民営化推進事業	公立保育所の民営化及び業務の委託について、調査検討し、実施の促進を図ります。	社会福祉課



基本施策2 すべての子育て家庭への支援

これまでの児童福祉は、要保護児童や保育に欠ける児童対策が中心でした。しかし、子育て家庭の孤立化による子育て不安の増大や地域の子育て力の低下という状況を踏まえ、平成15年の児童福祉法の一部改正により、専業主婦家庭なども含めたすべての子育て家庭を対象にした市町村における子育て支援事業が法定化されました（平成17年4月施行）。総社市でもすべての子育て家庭を支援するサービスの充実を図るとともに、相談、情報の提供から、サービスのあっせん、調整まで総合的な子育て支援機能の拡充を図ります。

そのために、「常設の交流の場（集いの広場）の提供」「子育て支援情報の提供や各種相談の実施」「子育て講座の開設」「子育てボランティアの育成」などを行う全市的な子育て支援の中核施設として、「総合的な子育て支援センター（仮称）」を総社市に1カ所開設することを検討します。

また、中核施設だけでなく、小学校区単位でも気軽に行ける子育て相談の場や交流の場を地域の方と協働で作っていくことを推進します。

1 居宅あるいは保育所などにおける子どもの養育支援

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子どもの養育支援の充実を図ります。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児の援助を受けたい方と行いたい方が相互に援助を行うことにより、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援するとともに、専業主婦家庭、父子・母子家庭なども含めたすべての子育て家庭を支援します。	商工観光課
病院における乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育施設型）の拡充	保育所などに通所しているものの、病気のため集団保育が困難な児童を、仕事などにより家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり保育をします。 ○目標 平成16年度1カ所→平成21年度2カ所	社会福祉課
保育所における一時保育事業	専業主婦などの育児疲れの解消、緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童を保育所で保育します。 ○平成16年度4カ所→平成21年度5ヶ所	社会福祉課
新規幼稚園預かり保育事業の拡充	幼稚園で、希望する園児を対象に預かり保育を促進します。 ○子育てをしやすい環境を整えていきます。	学校教育課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の拡充	昼間保護者が仕事などで家庭にいない小学校低学年児童の育成指導のため、地域住民の積極的な協力を得て、遊びと生活の場を与えて、心身ともに健全な児童の育成を図ります。 ○目標 平成16年度4カ所→平成21年度7カ所	社会福祉課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病やその他の理由により家庭での養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などにおいて緊急一時的に児童を養育、保護します。	社会福祉課

2 相談体制と情報提供の充実

すべての保護者が子育て不安に陥ることがないように、出産後も継続的に、子どもの各発達段階に応じた子育てについていつでも気軽に相談ができる専門家や場所を各地域に配置、設置するよう検討します。また、総社市内の子育て情報をガイドブックとホームページによって提供するとともに、多様化する子育て情報を一元的に把握し、子育て家庭を支援する「子育て支援総合コーディネーター」の配置も検討します。また、子育て相談については育児不安や養育困難、障害の疑いなど、広範かつ複雑な相談が多くなってきているため、福祉、保健、教育などの多様な側面から子育て支援を総合的・専門的に担当する職員の設置についても検討していきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新生児・乳幼児訪問による子育て相談の充実	保健師などが新生児・乳幼児への訪問を行い、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの相談に応じます。	健康管理課
「地域子育て支援センター」における子育て相談の充実	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談、発達相談、保育所行事への参加など、育児不安の解消や子育て支援を実施します。 ○目標 平成16年度3カ所→平成21年度4カ所	社会福祉課
幼稚園における子育て相談の充実(子育て支援活動事業)	未就園児親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。	学校教育課
新規「つどいの広場」における子育て相談	主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場である「つどいの広場」で子育ての相談に応じます。 ○目標 平成16年度0ヶ所→平成21年度4ヶ所	健康管理課
ガイドブックとホームページによる子育て支援情報の提供	わかりやすいガイドブックやホームページを作成し、さまざまな情報を提供し、子育てを支援します。	社会福祉課
新規「子育て支援総合コーディネーター」事業	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメントを行う子育て支援総合コーディネーターの配置を検討していきます。	社会福祉課
新規総合的な子育て支援センターの設置の検討	総合的な子育て支援センターの設置について検討していきます。	社会福祉課 健康管理課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
健康相談の充実	地域ぐるみで健やかに子どもを産み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ母親などへの相談を行います。	健康管理課
家庭児童相談員による相談の充実	専門的な立場から子育てについて情報提供、相談を行います。	社会福祉課



基本施策3 子どもの居場所づくり

乳幼児を育てている保護者と子どもが、いつでも気軽に出かけ、子どもを安全に、安心して遊ばせることができるとともに、親子同士や世代を超えた地域の人々と交流ができるような子どもの居場所づくりを地域の人々と協働しながら推進していきます。また、小学生、中学生、高校生が集ったり、地域の人々と交流できる居場所づくりを推進していきます。

1 子どもの居場所の整備

子どもの居場所づくりのために、親子ふれあいプラザ^{用語説明3}、ラッコの部屋^{用語説明13}、親子ふれあいルーム^{用語説明4}、公民館、図書館、体育館、勤労青少年ホームなどの既存の施設を子どもたちが利用しやすいように整備した上で、それらの施設を有効活用するとともに、空き家や空き施設の有効活用についても検討していきます。また、地域の子どもたちのために、保育所、幼稚園、学校施設などの開放を子どもたちの安全を確保しながら推進していきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新規「つどいの広場」事業	主に乳幼児を育てる親子の交流や世代間交流を行う「つどいの広場」の設置を促進します。 ○目標 平成16年度0ヶ所→平成21年度4ヶ所	健康管理課 生涯学習課
「地域子育て支援センター」事業の充実	地域の保育所による地域の子育て家庭に対する施設開放などの実施を促進します。 ○目標 平成16年度3カ所→平成21年度4カ所	社会福祉課
幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。	学校教育課
図書館での絵本の読み聞かせ事業の充実	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行うとともに、乳幼児も楽しく過ごせる環境づくりを行います。	生涯学習課
保育所園庭開放事業の充実	保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、子育て支援に努めます。	社会福祉課
未就園児親子登園 地域に開かれた幼稚園づくり 事業の充実	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努めます。	学校教育課
親子ふれあいプラザ、 ラッコの部屋、親子ふれあい ルームの充実	親子ふれあいプラザ、ラッコの部屋、親子ふれあいルームを乳幼児が使用しやすいものとするように再検討していきます。	社会福祉課 健康管理課
学校施設開放事業	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、子どもの主体的活動の促進を図ります。	教委庶務課 生涯学習課 体育振興課

事業	実施内容	担当
新規子どもの居場所づくり	子どもが地域で遊びやスポーツ、学習を通じて自主性、創造性を伸ばし仲間づくりができるよう、公共施設等を拠点とし、また地域の人材を活用した子どもの居場所、遊び場づくりについて検討していきます。	生涯学習課
新規総合的な子育て支援センターの設置の検討	総合的な子育て支援センターの設置について検討していきます。	社会福祉課 健康管理課

2 公園・緑地の整備

すべての子どもと家族が安全に、安心して楽しく遊べる公園や児童遊園を点検整備していきます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が愛着を持つ、魅力のある公園を整備するため、公園計画段階から住民の参画と協働によるまちづくりを進めていきます。 住民の参画と協働による公園の管理・樹木などの育成を進めていきます。 防犯面について、公園に死角を生み出さないような施設計画（支障樹木などの管理）を徹底していきます。 公園に関心を持つ地域の住民が増えるような活動を育成、支援していきます。 遊具の安全のための点検整備を行います。 	都市計画課



基本施策4 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭の孤立化や子育て不安を防ぐためには、行政による支援だけでなく、地域社会全体ですべての子どもの育ちを支えていく子育て支援の地域ネットワークの確立が不可欠です。総社市でも、子育て中の家庭・子育てグループと子育て支援を行う市民・子育て支援団体・機関とが協働しながら、総社市のすべての子どもの育ちを支え合うためのネットワークづくりをより一層推進していきます。

1 子育てグループと子育て支援団体・機関との連携の強化

近年、活動が活発化している総社市内の子育てグループと協働しながら、子育てグループに加入していない子育て家庭のグループへの加入を推進するとともに、グループ活動において、世代間交流や子どもに関わる専門家との交流を推進するなど、グループの活動内容の充実も進めていきます。また、近年、地域団体やNPOなどの民間団体の子育て支援活動が広がり始めていることから、これらの子育て支援のための人的資源を有機的に結びつける全市レベルでの子育て支援連絡会を地域の団体やNPOと協働しながら開催し、子育て機能を支えるネットワークづくりを推進します。

〔重点事業〕

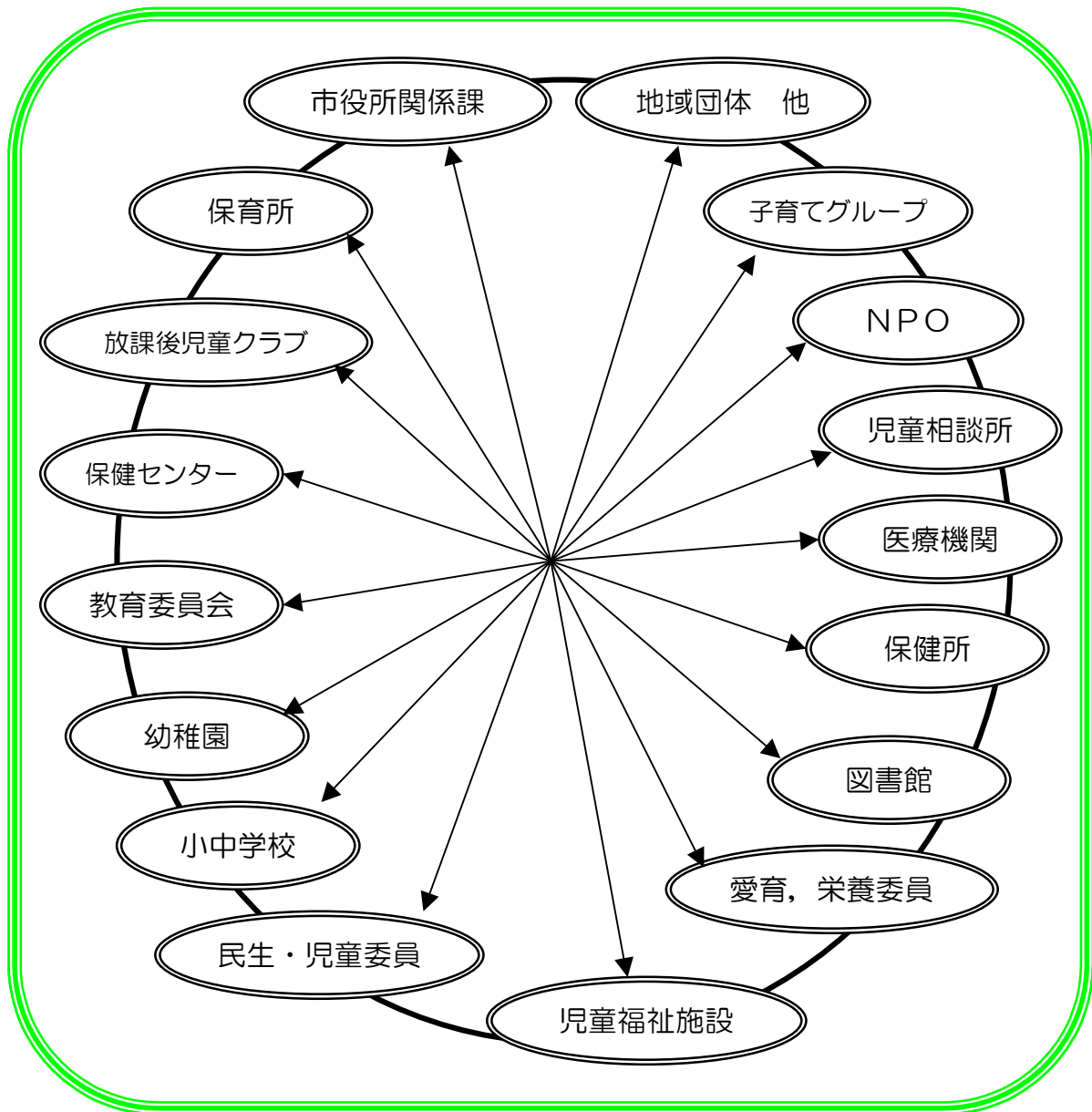
事業	実施内容	担当
親子クラブ活動の充実	市内16クラブの親子クラブの会員と協働しながら、世代間の交流、家庭養育活動、事故防止活動など地域に即した活動を充実させていきます。また、親子クラブ間の親子クラブ関係者会議も充実させていきます。	健康管理課
子育て支援連絡会の開催	親子クラブ間の会議だけでなく、総社市のあらゆる子育てグループと子育て支援の関係者が集い、総合的に連携、協力し子育て支援に取り組むための子育て連絡会を開催します。	健康管理課 社会福祉課 生涯学習課
地域協働型の運営による子育てグループ活動の充実	地域協働型の運営による子育てグループ活動の充実に図ります。	社会福祉課 健康管理課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
主任児童委員、児童委員との連携	健やかに子どもを生み育てる環境づくりを地域ぐるみで推進する主任児童委員や区域を担当する児童委員と行政との連携を強化していきます。	社会福祉課
愛育委員・栄養委員との連携	地域で妊婦、乳幼児の声かけ訪問を積極的に行う愛育委員・栄養委員と行政との連携を強化していきます。	健康管理課
子ども会連合会との連携	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者の育成に努めます。	生涯学習課

事業	実施内容	担当
スカウト協議会との連携	ボーイスカウト・ガールスカウトの組織強化と活動を支援します。	生涯学習課
スポーツ少年団との連携	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。	体育振興課
体育協会との連携	スポーツ活動を振興し、心身ともに健康な児童を育成するため、体育協会の活動を支援します。	体育振興課

[図]子育て機能を支えるネットワークづくり (イメージ)



2 ボランティア・NPOの育成

地域における育児経験者、有資格者、子どもの支援を希望する大学生、中高生などを対象にして、より多くの子育て支援ボランティアやプレーリーダー^{用語説明 10}の育成を推進するとともに、ボランティアの質の向上のための研修をより一層充実させます。また、地域での子育て支援に大きな貢献が期待されるNPO法人^{用語説明 15}の設立と活動への支援を促進します。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新規 大学生等を対象にしたプレーリーダーの育成	岡山県立大学と協働で、子どもの遊びを支えるプレーリーダーの育成を目指します。	生涯学習課
ボランティア、NPO法人の育成	地域の団体やNPOと協働しながら、総社市での子育て支援に関わるボランティア、NPO法人の設立・支援を促進します。 ○子育て支援を全面的にバックアップしていきます。	社会福祉課
新規 専門的知識をもったボランティアのコーディネート	専門的知識をもった人材の把握とコーディネートをしていきます。	生涯学習課



基本施策5 子育てに関わる経済的負担の軽減

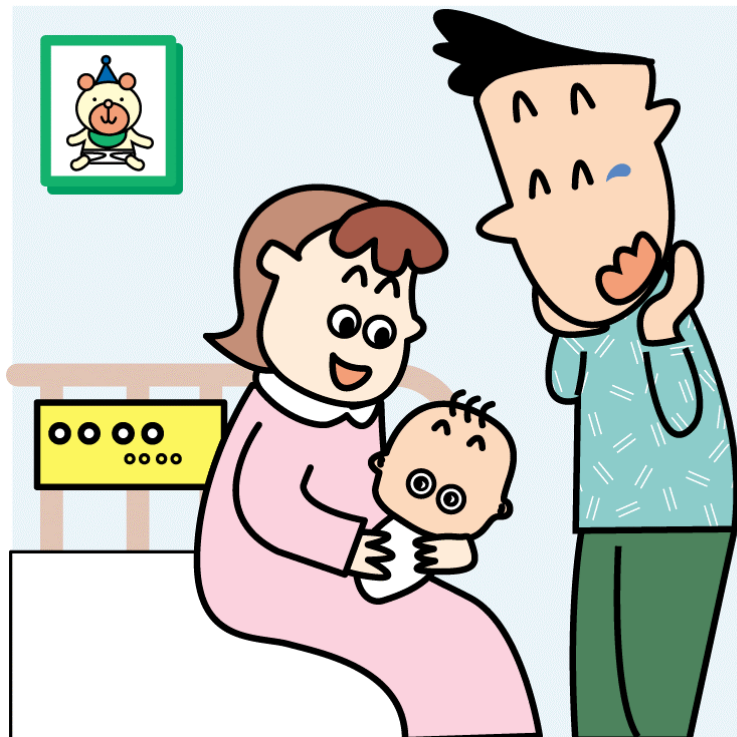
子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費の負担が高い場合が多いことから、子育てに対する経済的支援として、児童手当や乳幼児医療費の助成を行っています。これらの制度について、今後も周知に努めるとともに、国や県や近隣市町の動向を見据えながら、充実を図っていきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
乳幼児医療費支給事業	就学前の児童の医療費を助成し、乳幼児の保健向上と児童福祉の増進を図ります。 ○平成17年3月まで6歳未満 →平成17年4月から就学前まで	保険年金課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
児童手当支給	小学校3年生までの児童の養育者に手当を支給します。	社会福祉課
助産施設入所者措置事業	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所措置を行います。	社会福祉課



基本目標2 支援が必要な子ども等への支援

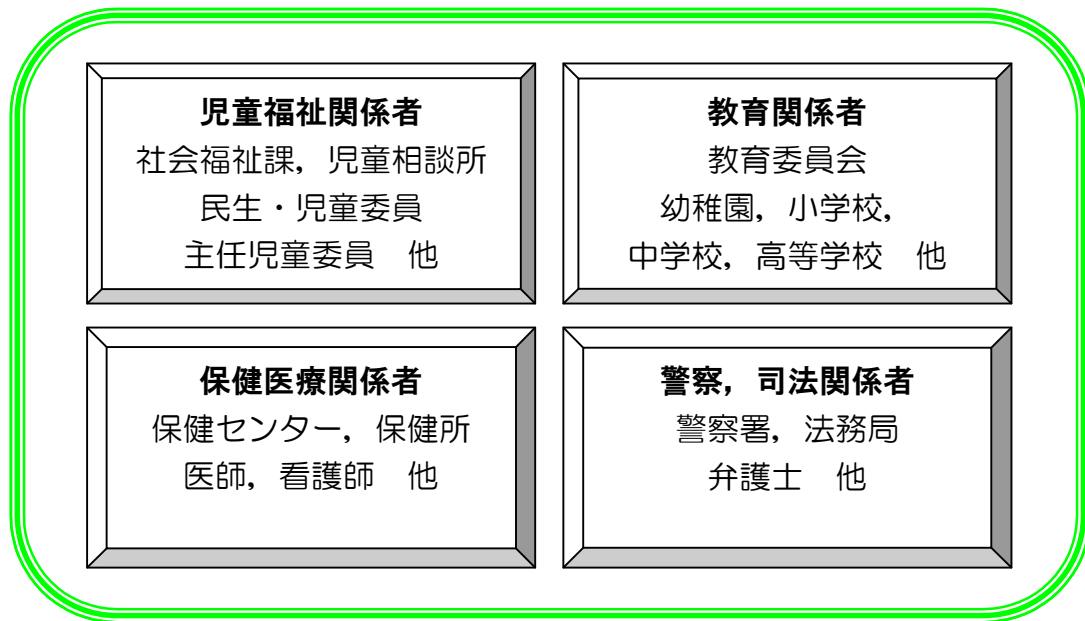
基本施策1 児童虐待への対応

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部改正と児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談に関して、市町村の担う役割が法律上明確化されました。これを受け、地域で児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアなど総合的支援を図ります。また、児童虐待予防のための啓発や通告先の周知徹底を行うとともに、福祉、医療、保健、教育、警察などの関係機関と連携を図りながら、早期発見、早期対応に向けたネットワークづくりに努めます。将来的には、「総合的な子育て支援センター（仮称）」を児童虐待防止ネットワークの中核施設として位置づけることを検討していきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新規子どもの権利啓発事業	子育て支援の関係者と協働で、子どもの権利に関する啓発活動を実施するとともに、児童虐待の防止のための知識の普及に努めます。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 健康管理課
新規要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。	社会福祉課 健康管理課 学校教育課
新規児童虐待への専門的対応のためのシステムづくり	岡山県立大学の教員と協働しながら、児童虐待に専門的に対応するためのシステムづくりについて検討していきます。	社会福祉課 健康管理課 学校教育課
虐待予防及び育児不安の解消	乳児健診などの場において、育児不安の強い親と要支援の親に対して心理専門職による個別相談や保健師による継続的な支援を実施します。	健康管理課 社会福祉課
新規育児不安の親を対象にしたグループミーティングの開催	育児不安の強い親同士のグループミーティングの実施を検討していきます。	健康管理課 社会福祉課
家庭児童相談員を中心とした相談援助事業	家庭児童相談員を中心に、学校や地域の主任児童委員、児童委員と連携を図りながら、子どもや保護者の支援を行います。	社会福祉課 健康管理課 学校教育課
新規虐待をしている親と虐待をされている子どもに対する支援の充実	虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待の再発防止のための親への支援を充実していきます。 〇さまざまな角度から取り組みます。	社会福祉課 健康管理課 学校教育課

[図] 要保護児童対策地域協議会



基本施策2 ひとり親家庭への支援

平成 14 年に、母子家庭等の自立を支援するため、母子及び寡婦福祉法等が一部改正されるとともに、平成 15 年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が制定されました。総社市としては、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な自立支援に努めます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新規総合的な自立支援	関係機関と綿密な連携を図りながら、生活支援(ひとり親家庭を対象にした「母子家庭等日常生活支援事業」 ^{用語説明11})、就業支援、養育費の確保などに積極的に取り組みます。	社会福祉課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
ひとり親家庭への相談事業	母子家庭・父子家庭を対象に生活一般、就業相談を中心に母子自立支援員が相談に応じます。	社会福祉課
母子福祉協力員との連携	総社市母子福祉協力員と連携しながら、ひとり親家庭に対する支援を充実していきます。	社会福祉課
母子生活支援施設入所事業	保護の必要がある母子家庭に対して、母子生活支援施設に入所し、自立ができるよう支援します。	社会福祉課
母子緊急一時保護事業	夫等から暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、避難者に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
児童扶養手当支給事業	父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
母子福祉資金貸付事業	母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るために必要な資金を貸し付けます。	(担当窓口) 社会福祉課
ひとり親家庭など医療費給付	ひとり親家庭などの医療費を助成し、健康保持と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
交通遺児援助金の支給	小・中学校に在籍する交通遺児に援助金を支給します。	学校教育課
遺児激励金の支給	小・中学校に在籍する遺児に対し遺児激励金を支給します。	社会福祉課

基本施策3 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期、学童期、青少年期から社会人になるまで、一人ひとりの多様なニーズに応じた福祉サービスや早期発見・療育・相談体制の充実が求められています。総社市では、「^{用語説明2}インクルージョン」の理念のもと、地域社会全体で障害のある子どもや保護者を支援する地域づくりを推進していきます。特に、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁の解消が大切であるため、障害のある子どもが地域の保育所や幼稚園に入所、入園し、幼児期から障害のない子どもとともに育ちあう環境づくりを推進していきます。また、一人ひとりのニーズに応じた学習支援の充実を図るとともに、学校卒業後の進路についても適切な支援を行うよう努めます。

1 早期発見・療育・相談の充実

障害児の多様なニーズに総合的かつ継続的に対応するため、療育・相談体制の充実を図るとともに、^{用語説明5}様々なサービスなどを組み合わせた総合的な生活支援を図るため、ケアマネジメントを実施する体制の整備に努めます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新生児・乳幼児訪問	保健師などが新生児・乳幼児への訪問を行い、発育、栄養、生活環境、疾病予防などのあらゆる相談に応じます。	健康管理課
要観察児健康診査	健康診査の結果、経過観察を必要とする児童に対して、医師による健康診査を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。	健康管理課
発達相談事業	集団健診において発達に遅れが見られ経過観察となった子どもを対象に、健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。	健康管理課
療育相談事業 (総合検診・療育相談指導教室 (総社ペック))	乳幼児の心身の発達の遅れについて相談に応じるとともに、早い時期から、療育指導訓練を行います。	(担当窓口) 社会福祉課 健康管理課
障害児保育事業	保護者の労働・疾病などの事由により、家庭での保育に欠け、かつ、集団保育が可能な心身に障害のある就学前児童に対し、保育所において、専門家や専門機関と連携しながら保育を行うことにより、心身の発達を促します。	社会福祉課
新規 障害のある子どもの 放課後児童クラブへの 受け入れ	障害のある子どもの放課後児童クラブへの受け入れを検討します。	社会福祉課

事業	実施内容	担当
新規療育マネジメント事業	障害のある児童に関する情報の集約を図り、早期の療育支援及び利用者のニーズに合った支援を行うシステムを調査・検討します。	社会福祉課
新規地域におけるネットワークづくり	障害児とその保護者を支援するためのネットワークを検討します。	社会福祉課

2 学齢期の子どもへの学習支援と機会の保障

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、特別にニーズのある子どもに対して学習支援の充実を図ります。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
就学指導の充実 障害児指導の充実	一人ひとりの個性を大切にされた就学指導のあり方を検討し、特殊教育から特別支援教育への移行に向けての研修を充実させます。学校卒業後の進路についても適切な支援ができるよう努めます。	学校教育課

3 各種サービスの充実

ホームヘルプサービス、児童デイサービス、ショートステイなどのサービスが支援費制度などのもとで適切に利用できるよう、利用者への情報提供を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	障害によって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行います。	社会福祉課
児童デイサービス事業	障害のある児童に対し、通園の方法により日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行います。	社会福祉課
児童短期入所事業 (ショートステイ)	障害のある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障害のある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減などを図ります。	社会福祉課
障害児福祉手当などの支給	在宅の重度障害児を対象に、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。	社会福祉課

事業	実施内容	担当
特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障害がある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。	社会福祉課
障害児補装具交付・修理事業	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子などの補装具を交付、または修理します。	社会福祉課
障害児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障がある障害のある児童に対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付します。	社会福祉課



基本目標3 子どもや母親の健康の確保

基本施策1 母と子の健康づくりの推進

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持するとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

1 安全・安心な妊娠・出産への支援

母子健康手帳交付時に保健指導を行うとともに、妊婦健康診査、両親学級などを実施し、健やかな妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。また、一人ひとりの子どもの健康と母親の心の安定を目指し、医療機関などと連携し総合的な母子の健康づくりを進めます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。また、届出時に、窓口でリーフレットなどを提供し、出産などに関する相談に応じます。	健康管理課
妊婦健康診査	胎児の異常を早期に発見し、早期に対応することにより、妊婦の健康の保持・増進と安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施します。	健康管理課
妊婦訪問	妊婦及びハイリスク妊婦などへ訪問を行い、妊婦が安心して出産が迎えられるよう支援します。	健康管理課
妊婦学級	妊娠、出産、育児など正しい知識を身につけ自信をもって育児ができるよう妊娠学級を行います。	健康管理課
両親学級	妊娠、出産、育児が父親、母親の愛情に育まれ、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、妊婦またはその夫を対象に講演会を開催します。	健康管理課

2 不妊に対する支援

子どもを産む、産まないという個人の選択の自由を確保しながら、岡山県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりなどを推進します。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
新規不妊に対する支援事業	不妊に対する情報提供(カウンセリングや相談機関の案内など)をしたり、経済的支援について国・県の動向を見極めた上で対応していきます。	(担当窓口) 健康管理課

基本施策2 保健, 医療の支援

小児期は、疾病にかかりやすく、成長過程での疾病は心身の成長・発達に影響を及ぼすこともあります。心身の健康の基礎づくりに重要な小児期において、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育を行うなど、保健医療サービスの充実を図ります。

1 健康診査及び保健指導の充実

乳幼児の疾病や障害の早期発見, 早期対応を図るため, 発達段階に合わせた健康診査を行い, 子どもの健やかな成長・発達を支援します。また, 継続して支援が必要な子どもの保護者に対し指導や助言を行います。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
新生児・乳幼児訪問	保健師などが新生児・乳幼児への訪問を行い, 発育, 栄養, 生活環境, 疾病予防などのあらゆる相談に応じます。	健康管理課
健康相談事業	地域ぐるみで健やかに子どもを産み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ母親などへの相談指導を推進します。	健康管理課
発達相談事業	集団健診において発達に遅れが見られ経過観察となった子どもを対象に, 健やかな発達を促すため, 発達相談を実施します。	健康管理課
乳児健康診査	医療機関で行う健診と市で行う健診(4ヶ月児)があり, 乳児の発育, 栄養状態, 運動発達などの異常や疾病を発見し, 早期に適切な措置を行います。	健康管理課
1歳6ヶ月児・3歳児健康診査	医師, 歯科医師などによる総合的な健康診査を行い, その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。	健康管理課
要観察児健康診査	健康診査の結果, 経過観察を必要とする児童に対して, 医師による健康診査を行い, その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。	健康管理課
未受診児への保健指導	乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査の未受診児に対して, 訪問や電話により状況把握に努め, 健康診査を受けていない児童については受けるよう勧奨します。	健康管理課
歯科健康診査・保健学級	岡山大学小児歯科医, 歯科医師会の協力を得て, 乳幼児を対象に健診・保健学級を行います。	健康管理課

事業	実施内容	担当
予防接種の推進	乳幼児、小・中学生に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図るとともに、個人通知を行い、予防接種の必要性と正しい知識の普及啓発に努めます。	健康管理課
周産期医療対策事業	多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実を図るため、保健師などの人材の確保や資質の向上に努めます。	健康管理課

2 事故防止対策の充実

生活の中での乳幼児の不慮の事故防止のため、乳児相談や親子クラブなどを利用し、発達段階に合わせた事故防止の指導を行います。

〔継続事業〕

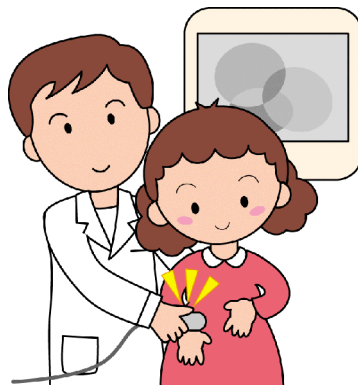
事業	実施内容	担当
子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及の啓発強化	乳幼児の家庭内における事故予防及び心肺蘇生などに関する正しい知識の普及啓発を強化します。	健康管理課

3 医療体制の充実

かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、子どもが緊急時に安心して受診できるよう、小児救急医療体制を整備することが重要であることから、国、県、関係機関と連携を取りながら、医療機関の充実を図ります。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
小児救急医療体制の整備	かかりつけ医をもつようふれあいマップを配布するとともに、広域連携による救急医療体制、夜間の診療体制の充実を図ります。	健康管理課
小児救急医療電話相談	岡山県が行っている小児救急医療電話相談に関する情報を普及させます。	(担当窓口) 健康管理課



基本施策3 思春期保健指導の充実

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や身体の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。正しい知識の普及を図るとともに、不安を持った子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

1 健康に対する正しい知識の普及

妊娠中絶、性感染症、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなど、思春期の子どもが陥りやすい健康問題について、学校などと連携を取りながら、理解を深めるための学習機会を提供します。また、思春期が将来の家庭生活の準備段階にあたることから、性の尊厳を学ぶとともに、命の大切さの理解を促す学習機会を提供します。

〔継続事業〕

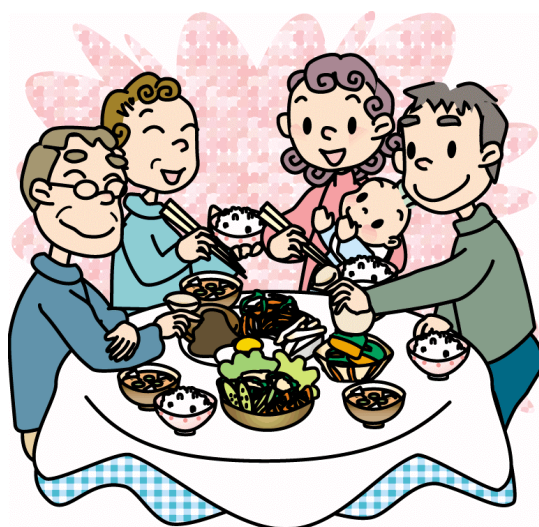
事業	実施内容	担当
定期健康診断	学校保健法による定期健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。	学校教育課
歯科保健対策の推進	乳幼児期からの一貫した歯科保健教育や歯科検診などを行います。	健康管理課
喫煙防止教育の推進	たばこ対策アドバイザーによる乳幼児期からの喫煙防止教育を行います。 地域においては、禁煙週間、世界禁煙デーを中心に、禁煙キャンペーンを展開します。	健康管理課
発達段階に応じた性教育の推進	学校と連携を取りながら発達段階に応じた性教育を推進します。 地域においては、あらゆる機会を通してパンフレットなどを配布し、性に関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康管理課
アルコール、薬物に対する知識の普及	学校と連携を取りながら、アルコール依存、薬物乱用など、啓発指導の講演会などを開催します。 また、地域においてはあらゆる機会を通してパンフレットなどを配布し、正しい知識の普及啓発を行います。	健康管理課
こころの健康対策	保健師と学校保健委員会が連携・協力し、こころの健康について正しく理解を深めるよう取り組みます。	学校教育課 健康管理課

基本施策4 食育の推進

朝食欠食などの食生活の乱れや思春期やせ症にみられるような心と身体の健康問題が、多くの子どもに生じていることから、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを推進します。また、広報誌や学校の給食便りなどで食育特集を頻繁に組むなど良好な食生活の勧奨とともに、両親学級などへの参加促進を図ります。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
母乳栄養の推進	母乳栄養は、栄養学的、細菌学的、消化生理学的見地、免疫、さらにスキンシップ、あごの発育など育児上の利点から最適の方法であるため、妊婦学級、両親学級、乳児健診などにおいて、母乳栄養の推進に努めます。	健康管理課
離乳食・幼児食指導	乳幼児健診、育児相談時に集団と個別の離乳食・幼児食指導を行います。	健康管理課
親子料理教室	親子で食事を作ることで、親子のコミュニケーションを図り、食事の楽しさ、バランスのよい食事について学ぶ機会として、小学生とその親を対象に親子の料理教室を開催します。	健康管理課
学校給食による食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるように、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食を通して食育を推進します。	学校教育課
生活習慣病予防のための指導・広報	学校給食だより、保健だよりによる広報、親子の料理教室を通じて、生活習慣病を予防するための指導・啓発を行います。	学校教育課 健康管理課



基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策1 子どもの生きる力の育成

高度情報化社会，消費社会である現代社会において，子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また，近年の経済情勢の変化は，就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており，子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど，学習意欲の低下が指摘されており，学校教育に対するニーズは，ますます複雑化・多様化しています。このような状況の中で，幼児期の教育，学校教育において，子どもたちの「生きる力」を育成していくことをより一層推進します。また，子どもや保護者からの相談体制を充実させるとともに，子どもの抱える問題への対応を充実させていきます。

1 幼児期における教育の充実

幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期ですが，地域の特性や各幼稚園や保育所の特色を生かし，生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につける幼児期の教育を推進します。また，これまで保育所と幼稚園は，異なる制度のもとで幼児の教育に関わってきましたが，今後は連携し，就学前の子どもがスムーズに小学校生活に移行できるような仕組みづくりを推進していきます。そして，保育資源の適正活用を図るとともに，保護者の多様なニーズに答えるべく総合（幼保一体）^{用語説明9}施設施設化についても検討していきます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
3年保育の充実	3年保育の充実を図ります。 ○平成17年4月より全園で行います。	学校教育課
情操教育推進事業	幼稚園，保育所において，動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心を育む教育を推進します。	学校教育課 社会福祉課
幼児教育センターの機能の充実	就学前教育を担う幼稚園の振興を図り，地域における幼児教育センターとしての機能の充実を図ります。	学校教育課
幼保連携促進事業	施設の共用化，子育て支援事業の連携，合同研修の開催など，地域の実情や需要に応じた連携の促進を図ります。	社会福祉課 学校教育課
新規総合施設に関する研究	総合施設に関する研究を行うとともに，総合施設に関して市民の意見を聞くための懇談会を実施するよう取り組みます。	社会福祉課 学校教育課

2 基礎学力の向上

基本教科を中心に、きめ細かな個別指導やグループ指導、繰り返し指導などを行うための少人数指導やTT（用語説明 16ティームティーチング）による指導の推進などにより、学習効率を高め、基礎学力を向上させる支援を行います。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
少人数、TTによる指導の推進	基礎学力を向上させるため一人ひとりに支援していきます。	学校教育課

3 心身を豊かに育てる教育の推進

子どもの豊かな心と体の育成のために、学校教育において、道徳教育、福祉教育、子どもの権利に関する教育をより一層進めていきます。また、国際交流、情報教育、自然とのふれあい、スポーツ教室などを推進していきます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
総合的な学習支援事業	各々の個性を尊重し、その能力を伸ばす教育を行います。	学校教育課
体験学習推進事業	完全学校週5日制への対応として、児童生徒の生活体験、社会体験、自然体験など、体験活動を推進します。	学校教育課
情報教育推進事業	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図ります。	学校教育課
ホームステイ事業	中学生を海外派遣することにより、異文化にふれ、視野を広げるとともに、国際感覚を身につける体験学習を行います。	学校教育課
スポーツ教室等の事業	スポーツ教室、オアシス運動、児童球技大会、吉備の里ふれあいウォークラリーなどを行います。	体育振興課 生涯学習課
新規学校地域における読書活動の推進	学校、地域において読書活動を推進していきます。	生涯学習課

4 子ども及び保護者からの相談体制の充実

いじめ、不登校、児童虐待など、子どもが抱えている悩みや問題を相談できる窓口や機関の人材を充実させると同時に、教職員を対象にこれらの問題に関する研修を行います。特に、学校だけがこれらの問題に対処するのではなく、教育・福祉・保健の連携を強化し、地域や家庭で子どもたちを支援できる体制を整備します。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
教育相談室、家庭児童相談室における相談の充実	子ども本人や子育てに悩む保護者からの相談を受け、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたります。	社会福祉課 学校教育課
こころの健康対策	保健師と学校保健委員会が連携・協力し、ふれあい教室、カウンセラー派遣など、児童・生徒がこころの健康について理解を深める事業を行います。	学校教育課 健康管理課
スクールカウンセラーなど活用事業	各中学校区にスクールカウンセラーなどを配置し、生徒や保護者の悩みなどの相談を受けます。	学校教育課
教職員の研修の充実	児童虐待、いじめ、不登校などへの対応に関する研修を充実させます。	学校教育課
新規 <small>用語説明⁸</small> スクールソーシャルワークについての研究	岡山県立大学の教員との協働で、スクールソーシャルワークに関する研究を進めていきます。	学校教育課

5 不登校への対応

平成15年の文部科学省の「協力者会議」の報告書によれば、不登校を「心の問題」だけでなく「進路の問題」として捉え、「社会的自立」を図っていくべき問題として捉える必要性を提示しています。子どもたちが不登校になる理由は一様ではなく、様々であるため、個々の子どもに見合った支援を関係機関などが連携を取りながら進めていきます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
ふれあい教室設置事業	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指した支援を行います。	学校教育課
ふれあいフレンド派遣事業	家庭にひきこもりがちな児童・生徒を対象に、ふれあいフレンドとして登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて児童・生徒の社会性や自主性の伸長を支援します。	学校教育課

6 いじめ, 非行への対応

いじめや非行などの問題に対応するために、関係機関などが連携を取りながら、原因の究明や解決支援にあたります。また、子どもを取り巻く有害情報の氾濫は、子どもを健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関などとの連携を強化し、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
青少年校外補導協議会	青少年の指導, 育成及び環境浄化に関する総合的な施策の樹立に必要な事項の調査, 審議並びに関係行政機関への連絡調整を図るとともに, 校外補導の実施にも努めます。	生涯学習課
青少年育成センターにおける指導	補導委員が青少年の非行防止・更生指導を行います。	生涯学習課
青少年校外補導協議会への支援	学校外における児童・生徒の補導及び研修, 地区活動推進に対して助成します。	生涯学習課

7 保育所, 幼稚園, 学校の適切な運営

学校評議員の活用などにより、学校運営の透明性を高めます。また、保育所においては、苦情処理体制を充実させることによって、保育所の適切な運営を推進します。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
学校評議員の活用	小・中学校における学校運営について, 校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を活用し, 特色のある学校づくりに努めます。	学校教育課
保育所における苦情処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため, 保育所における苦情処理体制の充実を図るとともに, 適切な運営を推進します。	社会福祉課



基本施策2 若い世代の親育ち支援

子育て中の若い世代や次代に親となる中高生を対象に、子どもの権利や発達段階に応じた子育てについて学び合う場を創造することを推進します。また、男女が協力して仕事と子育て・家事を両立することの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取り組みを推進していきます。

1 現在子育て中の親に対する親支援

現在子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して家庭で子育てを行えるような相談・学習機会・支援事業などの充実を図ります。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
子育て講演会の開催	子育て中の保護者を対象に、発達段階に応じた子育てや家庭教育について考える講演会を開催します。	生涯学習課 健康管理課
子育て懇談会の開催	幼稚園に通う子どもの保護者を対象に、明るい家庭づくり、家庭における幼児教育の問題などについて講師を囲み懇談します。	市民課
新規 子育てワークショップ ^{用語説明 14} の開催	子育て中の保護者が、子育てにおける家庭の役割や課題を学び合うワークショップを開催します。	生涯学習課
子育てグループにおける親支援	子育てグループ活動において、子育て中の保護者が、発達段階に応じた子育てについて学び合います。	健康管理課

2 男女共同参画意識の普及

男女の固定的な性別役割分業意識を解消し、男女が共に親として、仕事と子育て・家事を両立させながら、いきいきと子どもを育む意識の醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育などを通じ、男女共同参画意識の普及を図ります。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	企画課
新規 家事・育児など男性対象講座の開催	市広報などによる意識啓発や情報提供、各種講座やセミナーなどの開催を検討します。	健康管理課

3 親子のふれあいの促進

企業や保護者に家庭よりも仕事を優先させる意識が根強く存在し、日常生活の中で親子がふれあい、その絆を培う機会が不足しがちであることから、親子で参加できる自然体験活動やスポーツ行事などの充実を図ります。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
親子のふれあいレクリエーション	幼児期の子どもと親を対象に、親子体操、創作活動などを通じて、親子のふれあいを深める親子のふれあいレクリエーションを開催します。 また、親子ふれあいプラザも活用し取り組んでいきます。	生涯学習課 社会福祉課
高間やまびこまつりの開催	高間キャンプ場において、さまざまな体験をしながら親子のふれあいを深める高間やまびこまつりを開催します。	商工観光課
親子料理教室	親子で楽しく過ごし絆を深めていきます。	健康管理課

4 乳幼児とふれあう機会の確保

次代の親となる中高生などに対しては、子育てや地域に関心を深め将来の子育てに関する貴重な体験になるよう保育所、幼稚園、乳幼児健診などの場を活用し、乳幼児などとふれあえる機会を確保します。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
ふれあい体験事業	中高生を対象に、乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の尊さを学ぶようにします。	社会福祉課 健康管理課 学校教育課

5 学校教育における男女平等教育の推進

学校教育において、教科、道徳、総合的な学習の時間などを活用し、子どもに対する男女平等教育を推進し、幼少期からの男女共同参画意識の醸成を図ります。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
男女共同参画教育	男女共同参画意識を高める教育を推進していきます。	学校教育課

基本施策3 地域との連携と人材活用

子どもと家族とを支援するために、学校・企業・地域関係機関などが連携して地域の教育力を総合的に高めるとともに、地域における世代間交流を推進していきます。

1 地域と協働で進める豊かな体験学習と世代間交流の充実

子どもが自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性を育むことのできるよう、地域や関係団体と連携を取りながら、体験学習の充実を図ります。学校においては、総合的な学習の時間などを有効に活用し、地域の実態や伝承文化への理解を深めるとともに、様々な地域住民とふれあう機会の提供に努めます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
水辺の楽校での体験活動の実施	水や水辺に親しみ、親子のふれあいや児童・生徒の健全育成を図ります。	生涯学習課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
オータムフェスティバルの開催	勤労青少年ホーム利用者による音楽などの発表会を開催します。	勤労青少年ホーム
水辺の教室の開催	水辺にすむ動植物の観察等を通じて、水質保全や自然保護の必要性を学ぶ水辺の教室を開催します。	環境課
自然学校の開催	1泊2日のエコキャンプを通じて、自然保護などの重要性を学ぶ自然学校を開催します。	環境課
こどもエコクラブ	子ども自身の興味や関心に基づき、地域の中で身近にできる環境活動に対し支援を行うことを通じ、子どもの健全育成を図ります。	環境課
子どもまつり	地域で暮らす子どもと保護者、子育ての支援関係者及び市民が互いにふれあい、情報提供と交流を図れる機会を提供します。	社会福祉課 健康管理課 生涯学習課
保育所における世代間交流事業 (保育所地域活動事業)	保育所の実情に併せて、地域住民との世代間交流を実施します。	社会福祉課
子育てグループ活動における世代間交流	子育てグループ活動において、世代間交流を促進していきます。	社会福祉課 健康管理課

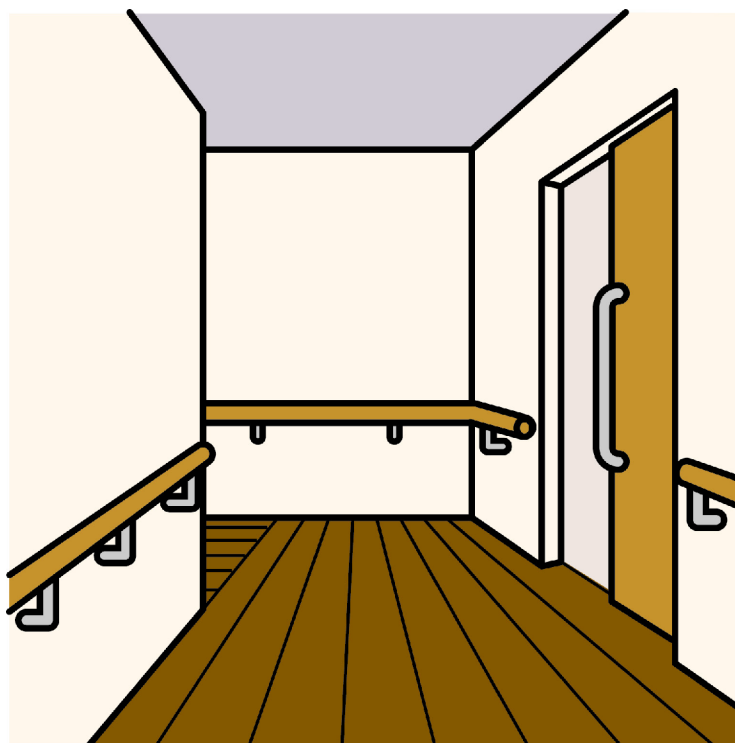
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策1 居住環境の整備

子育て家庭が居住する住宅においては、余裕のある安全な住空間が確保されている必要があります。それぞれの家庭でライフスタイルに合わせた子育て生活を営んでいくために、優良な賃貸住宅を提供することが求められています。子育て家庭が子育てを安心してできるよう、良質な住宅の整備を進めます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
子育てに適した住宅の整備誘導	民間事業者による大規模住宅の建設に合わせて、子育てに適した住宅の計画や、保育、託児に利用できるスペースの確保などの要請に努めます。	都市計画課



基本施策2 子どもが安心して暮らせる環境の整備

すべての子ども、妊婦、子育て中の人々が安心して外出できる安全で快適な生活環境を整備します。

1 安全な環境の整備

道路の交通安全施設などの整備、自転車歩行者道の設置、水路・遊具の点検整備など、安全な環境の整備に努めます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
安全な環境の整備	安全な環境を推進するため、各種交通安全施設、自転車歩行者道、水路及び遊具などを点検整備します。	市民課 土木課 耕地課 都市計画課
保育所遊具など整備事業	遊具の整備、拡充に努め、保育環境の充実に努めます。	社会福祉課

2 公共施設のユニバーサルデザインの推進

用語説明¹²

障害のある子ども、子ども連れや妊婦に配慮して、歩道などの段差の解消、子育て支援施設の整備、上下移動手段の整備など、学校を含めた公共施設などのユニバーサルデザインを推進します。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備	障害のある子どもを含めたすべての人が安全・快適に利用できるよう公共施設のユニバーサルデザインを推進します。	社会福祉課 教委庶務課 生涯学習課

3 生活利便施設における子ども連れ客への配慮

商業施設の利便施設における子どもや子ども連れ客に配慮した託児サービス、授乳室、子ども用ベッド、子ども用トイレの提供を申し入れます。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
子ども連れ客への配慮	商業施設の利便施設に対して、子ども連れ客に配慮した託児サービス、授乳室、子ども用ベッド、子ども用トイレの提供、設置について要請します。	社会福祉課

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の支援

基本施策1 新しい働き方のための環境整備

多くの男性が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族との時間を共有できないといった状況生まれ、働いている女性も含め、子育て中の多くの母親が子育てに対する負担感や孤立感を抱き、子育てがより困難なものとなる状況が指摘されています。子どもの健全な育ちのためには、親の職場環境の整備と職場や労働者の意識啓発が重要となってきます。男女がともに仕事と家庭におけるバランスのとれた多様な働き方が選択できるよう、事業者や労働者を対象に、職場優先の意識や固定的な性別役割分業意識などの改革を図る広報や情報提供を進めます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
労働者・事業主への 広報・啓発活動の実施	仕事と出産・育児の両立が可能な職場づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業や有給休暇の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるための啓発、広報活動を実施します。	商工観光課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
求職者就労者支援セミナー の開催	求職者を対象として、厳しい雇用環境に対応するための有効な情報を発信し、受講者が厳しい雇用環境に適応できることを目的としたセミナーを開催します。	商工観光課
新規若者を対象とした就労支援	求職中の若者を対象にした就労支援を行っていきます。	商工観光課



基本目標7 子どもの安全の確保

基本施策1 交通安全対策の推進

幼児期からの交通安全指導などを行い、自ら身を守る意識を育むとともに、チャイルドシートの正しい使い方を広め、その利用の促進を図ります。

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
交通安全指導の充実	交通指導員が交通安全教育と街頭指導を行います。 また、保育所・幼稚園・学校において、交通に関する実地指導、講演、映画などによる交通安全指導を行います。	市民課
通学指導員の設置	通学指導員が児童・生徒の登校時の交通指導を行います。	教委庶務課 学校教育課



基本施策2 犯罪被害の予防・防止

近年、子どもが被害者となる事件が増えるなど、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このため、保育所、幼稚園、学校における防犯対策、登下校児の防犯対策、子どもの防犯力の育成など、警察などの関係機関と連携を図りながら、子どもを犯罪被害から守るための対策を進めていくとともに、地域における自主的な防犯活動を充実させていきます。

〔重点事業〕

事業	実施内容	担当
新規登下校中の防犯ボランティアの育成	市民と行政が相互に連携し、登下校中の子どもの安全を守る活動を推進します。	市民課 生涯学習課 学校教育課
保育施設危機管理整備事業 学校、幼稚園の危機管理 整備事業	火災への対応、部外者の侵入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。	社会福祉課 学校教育課

〔継続事業〕

事業	実施内容	担当
子ども避難所支援事業	各小中学校区に避難所を設置することを推進します。	生涯学習課 学校教育課
防犯灯設置費補助金の支給	地区代表者などを対象に防犯灯の設置費を補助します。	市民課
防犯連合会への支援	総社警察署管内で組織する防犯連合会に対して助成を行います。	市民課
暴力追放推進連合会への支援	総社警察署管内で組織する暴力追放推進連合会に対して、暴力を追放し明るく住みよい地域社会づくり活動に対する助成を行います。	市民課